

日本ポリエチレンラミネート製品工業会 会則

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は日本ポリエチレンラミネート製品工業会と称する。

(目的)

第2条 本会は会員相互の緊密な連携並びに親睦を図ると共に、斯業の健全な発展に寄与することを目的とする。

(事務所の所在地)

第3条 本会の事務所は東京都に置き、必要に応じ各地に従たる支部を置くことができる。

第2章 事 業

(事業)

第4条 本会は第2条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 製品の普及並びに宣伝
- (2) 原材料の確保
- (3) 生産加工技術の改善向上
- (4) 必要な調査、資料の蒐集交換
- (5) 関係官庁及び関連団体との連絡協調
- (6) その他本会の目的達成に必要な事項

(規定)

第5条 本会則の実施に関して必要な事項は、会則で特に定めるものの他、規程でこれを定める。

第3章 会 員

(会員の資格)

第6条 本会の会員は国内においてポリエチレンラミネート製品の製造販売を営む法人をもって組織する。なお、別に賛助会員を設けることがある。

(入会)

第7条 会員たる資格を有するものは、本会会長に所定の入会申込書を提出し、幹事会で審議して承認後、理事会の承認を得た後、本会に入会することができる。正会員、賛助会員の入会の詳細に関しては、入・退会基準規程および賛助会員規程に定める。

(会費)

第8条 本会会員は別に定める規程により、会費を納めなければならない。

第9条 本会から日本ポリエチレン製品工業連合会に支払う年会費は、連合会理事会及び通常総会において各工業会・工業組合毎に決した額とする。

(退会)

第10条 会員は第6条に定める資格を失った場合は、退会するものとする。

第11条 本会を退会する正会員、賛助会員は、原則として3ヶ月前までに本会会長に退会届を提出するものとする。

2. 退会した正会員、賛助会員は、幹事会及び理事会・総会にて報告する。
3. 正会員、賛助会員の退会の詳細については、入・退会基準規程、賛助会員規程に定める。

(除名)

第12条 本会は次の各号に該当する会員を総会の決議により、除名することがある。正会員、賛助会員の除名の諾否は幹事会にて決し、除名した正会員、賛助会員は、理事会・総会にて報告する。

- (1) 本会の目的を妨げ、又は妨げようとする行為のあったとき
- (2) 本会の名誉を傷つける行為のあったとき
- (3) 特別の事由なく会費を1ヶ年以上滞納したとき

(退会・除名時の会費の取扱い)

第13条 退会するもしくは除名される正会員、賛助会員は、未納会費があるときはこれを全額支払い、また既納会費はいかなる場合もこれを返却しない。

第4章 役員

(役員)

第14条 本会に次の役員を置く。

会 長	1名
副会長	若干名
理 事	若干名
監 事	若干名

なお、顧問及び相談役を置くことができる。

(役員を選任)

- 第15条 (1) 役員は総会において会員から選任する。但し、理事のうち1名を専務理事として、会員外から選任することができる。
- (2) 会長及び副会長は理事の互選もしくは現会長からの推薦によって選出し、理事会承認の後、総会での承認を得て就任する。
- (3) 専務理事は理事会の同意を得て、会長が任免する。
- (4) 顧問・相談役は理事会の議決を経て、会長が委嘱する。

(役員職務)

- 第16条 (1) 会長は本会を代表し、会務を統轄する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長が事故等でその職務を遂行できない場合はこれを代行する。
- (3) 理事は本会の重要事項の審議に当たるものとする。
- (4) 専務理事は会長及び副会長を補佐し、理事会の議決に依って事務局を統轄し、会務を処理する。

(役員任期)

- 第17条 役員任期は2ヶ年として、再任を妨げない。
2. 前項の規定に関わらず役員任期は、役員改選のために招集される総会の日をもって、その任期を終了したとみなす。
3. 補欠による役員任期は、前任者の残任期間とする。
4. 役員は、任期が終わっても後任者がその職に就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第5章 会 議

(会議の種類)

- 第18条 会議は総会及び理事会とし、総会は通常総会及び臨時総会とする。

(総会)

- 第19条 通常総会は毎会計年度終了後2ヶ月以内に、臨時総会は必要のあるとき、理事会の議を経て、会長がこれを招集する。また会員の3分の2以上の要求がある場合は、臨時総会を開催する。

(総会招集の手続き)

- 第20条 総会の招集は予め会議の協議事項、開催年月日、及び場所を記載した書面をもって、会員に通知するものとする。

(総会の議決事項)

第21条 総会の議長は会長が当たる。

総会は会員の過半数の出席をもって成立し、出席人員の過半数をもって決する。

次の事項は総会の決議を経るものとする。

- (1) 会則の変更
- (2) 事業報告及び収支決算
- (3) 事業計画及び収支予算
- (4) その他重要事項

(理事会)

第22条 (1) 理事会の招集運営は総会に準じるものとする。

(2) 理事会は総会に提出する議案並びに会則に定められた事項を審議し、第4条の各号にかかげた事業及び総会で委嘱された事項を執行する。

(3) 第5条に定めた規程を審議する。

(総会及び理事会が開催できなかった場合の対応)

第23条 なんらかの事情により、構成員が会して総会、理事会の開催が難しい場合、会長の判断・指示によりウェブ会議による開催または、総会、理事会の構成員に議題内容の書面を送付することで書面による決議を行うことができる。

(幹事会)

第24条 理事会を補佐するために、幹事会を置く。幹事会については別途規程に定める。

(部会及び委員会)

第25条 理事会の議決により技術、規格、原料等に関して、必要に応じて部会、委員会等を経て特別に審議することができる。

第6章 会 計

(会計)

第26条 本会の経費は、別に定める正会員年会費、賛助会員年会費及び寄付金、雑収入等をもってする。なお、必要に応じ、本会の幹事会での承認後、理事会、通常総会の決議を経て、年会費の変更をすることができる。また、幹事会での承認後、理事会の議決を経て、臨時会費その他を徴収することができる。

(会計年度)

第27条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月末日に終わる。監事は会計年度終了後に決算報告書を監査し、総会にて監査結果を報告するものとする。

第7章 事務局

(事務局)

第28条 本会の事務を処理するため事務局を置く。

第8章 解散及び残余財産の処分

(解散及び残余財産の処分)

第29条 本会が解散及び残余財産の処分をしようとするときは、総会を開催、会員過半数をもって総会は成立し、出席人員の過半数をもって議決しなければならない。

第9章 附 則

第30条 本会則の改廃・変更は、幹事会の承認を得た後、理事会決議の後、通常総会にて決するものとする。

2. 前項の規定にかかわらず、本会則の変更のうち軽微な事項については理事会および通常総会の決議を要しないものとする。この場合、変更の内容について通知するとともに、理事会および通常総会にて変更内容の報告を行う。

第31条 本会則は昭和45年10月1日よりこれを施行する。

- ・昭和56年5月15日 改訂
- ・平成12年5月19日 改訂
- ・2020年9月1日 改訂

2020年9月1日

日本ポリエチレンラミネート製品工業会
会長 藤森 明彦